

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス支援事業) 交付規程

令和7年5月8日北環財第21号

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))交付要綱(平成31年4月1日付け環水大自発第1903283号。以下「交付要綱」という。)及び環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業)実施要領(平成31年3月28日付け環水大自発第1903284号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付規程の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、公益財団法人北海道環境財団(以下「財団」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 財団は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において財団が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙1の2に規定する者とする。
- 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。
- 4 他の法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て実施する事業等については、交付の対象としない。
- 5 別紙2の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業については、交付の対象としない。
- 6 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙1に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。
 - 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、次の各号に定める事業ごとに補助金交付申請書又は補助金交付申請書兼完了実績報告書を財団に提出しなければならない。

- 一 別表第1の第1欄アに掲げる事業のうち、令和7年度において実施要領別表第1（注2）に定める事前登録を受けて財団が公表した自動車（以下「事前登録車両」という。）を購入しようとする場合は様式第1の補助金交付申請書
 - 二 前号に掲げる事業のうち、事前登録車両を既に購入済みである場合は様式第1の2の補助金交付申請書兼完了実績報告書
 - 三 別表第1の第1欄イに掲げる事業については、様式第1の3の補助金交付申請書
- 2 申請者は、当該申請に係る事業により導入する別紙1の2の表第1欄に規定する車両（以下「補助対象車両」という。）のうち、（1）又は（2）の補助対象車両を既に購入済みである場合で、当該補助対象車両に抵当権を設定しようとする場合は、様式第1の4により財団の承認を受けなければならない。
- 3 申請者は、別紙2に記載の暴力団排除に関する誓約事項について交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）で交付申請時において補助対象車両を購入前であった者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を財団に提出しなければならない。

(交付の決定及び交付額の確定)

第7条 財団は、第5条第1項第一号若しくは第三号の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。ただし、第5条第1項第二号の規定による補助金交付申請書兼完了実績報告書の提出があった場合は、財団は当該申請書及び報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定及び交付額の確定を行い、様式第3の2による補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第5条第1項第一号若しくは第三号の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまで(第5条第1項第二号の規定による補助金交付申請書兼完了実績報告書については、当該書類が到達してから、当該申請及び報告に係る前項による交付の決定及び交付額の確定を行うまで)に通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 財団は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。

二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

三 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。

ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止(廃止)承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。

五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を財団に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。

六 補助事業の遂行及び収支の状況について、財団の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を財団に提出しなければならない。

七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく様式第9による名称変更等報告書により財団に報告しなければならない。

八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類

を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年又は第十四号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

九 財団は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに財団に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

十一 財団は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十二 財団は、補助事業の完了によって補助事業者に相当の利益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができる。

十三 補助事業者は、補助事業により取得した車両（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十四 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、様式第11による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産にハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業で取得した財産である旨を明示するとともに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまで、財団の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、財団が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。

十五 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボン・クレジット制度への登録を行ってはならない。

十六 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には財団が別に定める事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

十七 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から指示があった場合には、必要な情報を提供しなければならない。

- 2 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を財団の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 3 財団が第7条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が財団に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、財団は次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が財団に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - 一 財団は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - 三 財団は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、財団が行う弁済の効力は、財団が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって財団に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

- 第10条 財団は、第8条第1項第六号の規定による報告書及び本条第2項の規定による報告に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。
- 2 大臣又は財団は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者（第5条第1項第二号の規定による交付申請時に補助対象車両を購入済みであった補助事業者を除く。以下本条及び次条において同じ）は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに次の各号に定める事業ごとに完了実績報告書を財団に提出しなければならない。

- 一 別表第1の第1欄アに掲げる事業については、様式第12の完了実績報告書
- 二 別表第1の第1欄イに掲げる事業については、様式第12の2の完了実績報告書

なお、第8条第1項第十四号に定める様式第11による取得財産等管理台帳がある場合、当該台帳を併せて提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第13による年度終了実績報告書を財団に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 財団は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第14による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

2 財団は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、補助事業者が地方公共団体（都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合）であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内で財団の定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、財団が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第15による精算（概算）払請求書を財団に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 財団は、第8条第1項第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一

部を取消することができる。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく財団の指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
 - 五 補助事業者が、別添暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 財団は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 財団は、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）に年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができる。
- 4 前第2項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定（ただし書を除く。）を準用する。

（翌年度における補助事業の開始）

第15条 補助事業者は、別表第1の第1欄イに掲げる事業に関して、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第16による翌年度補助事業開始承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。

（事業報告書の提出）

第16条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から1年間（ただし、別紙1に規定する環境配慮型先進連節バス導入事業にあたっては5年間）の期間について、当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を、様式第17により当該年度の翌年度の4月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出しなければならない。また、補助事業が3月30日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の4月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

（電磁的方法による申請）

第17条 申請者又は補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第8条第1項第三号の規定に基づく計画変更の申請、同項第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、同項第五号の規定に基づく事業遅延の報告、同項第六号の規定に基づく状況報告、同項第七号の規定に基づく名称変更等の報告、同項第十号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、同項第十四号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告及び取得財産等管理台帳、又は第13条第2

項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の3の規定に準じて財団が定めるものをいう。以下、同じ。）により行うことができる。

2 財団は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。

3 財団、申請者及び補助事業者は、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等を行うこととするが、電磁的方法により行うことができないとき又は電磁的記録（適正化法第26条の2の規定に準じて財団が定めるものをいう。以下、同じ。）を提出できないときは、交付規程に定める様式による書面の提出又は財団が定める方法で手続きを行うことができる。

（秘密の保持）

第18条 財団は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って財団に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第19条 申請者は、別紙2の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第20条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和7年5月8日から施行する。

交付規程様式等

様式第1	交付申請書（第5条関係）
様式第1の2	交付申請書兼完了実績報告書（第5条関係）
様式第1の3	交付申請書（ハイブリッド連節バス）（第5条関係）
	別紙1 実施計画書
	別紙2 経費内訳
様式第1（その2）	ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業実施計画書
様式第1の4	財産処分承認申請書（第5条関係及び第8条関係）
様式第1の4（その2）	財産処分承認申請書（第5条関係及び第8条関係）
様式第2	変更交付申請書（第6条関係）
様式第3	交付決定通知書（第7条関係）
様式第3の2	交付決定通知書兼交付額確定通知書（第7条関係）
様式第4	変更交付決定通知書（第7条関係）
様式第5	計画変更承認申請書（第8条関係）
様式第6	中止（廃止）承認申請書（第8条関係）
様式第7	遅延報告書（第8条関係）
様式第8	遂行状況報告書（第8条関係）
様式第9	名称変更等報告書（第8条関係）
様式第10	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8条関係）
様式第11	取得財産等管理台帳（第8条関係）
様式第12	完了実績報告書（第11条関係）
様式第12の2	完了実績報告書（ハイブリッド連節バス）（第11条関係）
	別紙1 実施報告書
	別紙2 経費所要額精算調書
様式第12（その2）	ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業実施報告書
様式第13	年度終了実績報告書（第11条関係）
様式第13（その2）	経費所要額実績
様式第14	交付額確定通知書（第12条関係）
様式第15	精算（概算）払請求書（第13条関係）
様式第16	翌年度補助事業開始承認申請書（第15条関係）
様式第17	事業報告書（第16条関係）

様式第1（第5条関係）

識別番号	
第	号
令和	年 月 日

公益財団法人 北海道環境財団
理事長 大原 雅 様

申請者^{注1} 住 所 干
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業)) 交付申請書

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))交付規程(以下「交付規程」という。)第5条第1項第一号の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 補助事業の目的及び内容 様式第1(その2)のとおり
- 補助対象経費^{注2} 金 円
- 補助金交付申請額^{注3} 金 円
- 補助事業の開始及び完了予定年月日 交付決定の日 ~ 令和 年 月 日
- 補助対象車両及び用途(該当する欄に○を付す。)

ハイブリッド及び天然ガストラック		ハイブリッド及び天然ガスバス(乗車定員11人以上)	
ハイブリッド自動車	トラックを事業の用に供する者	ハイブリッド自動車	バスを事業の用に供する者
	トラックの貸渡し(リース)を業とする者 ^{注4}		バスの貸渡し(リース)を業とする者 ^{注5}
天然ガス自動車	トラックを事業の用に供する者	天然ガス自動車	バスを事業の用に供する者
	トラックの貸渡し(リース)を業とする者 ^{注4}		バスの貸渡し(リース)を業とする者 ^{注5}

6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者	責任者(所属部署・職名・氏名)		
連絡先	電話番号	Eメールアドレス	@
担当者	担当者(所属部署・職名・氏名)		
連絡先	住所 干	-	-
	電話番号	Eメールアドレス	@

7 添付資料 交付規程別紙3の1に記載の書類

- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。
注2 様式第1(その2)に記載されている(6)の金額を記載すること。
注3 様式第1(その2)に記載されている(7)の金額を記載すること。
注4 トラックを事業の用に供する者に貸し渡す者に限る。
注5 バスを事業の用に供する者に貸し渡す者に限る。

様式第1の2 (第5条関係)

識別番号
第 号
令和 年 月 日

公益財団法人 北海道環境財団
理事長 大原 雅 様

申請者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業)) 交付申請書兼完了実績報告書

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))交付規程(以下「交付規程」という。)第5条第1項第二号の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の目的及び内容 様式第1(その2)のとおり
2 補助対象経費^{注2} 金 円
3 補助金交付申請額^{注3} 金 円
4 補助対象車両及び用途(該当する欄に○を付す。)

ハイブリッド及び天然ガストラック		ハイブリッド及び天然ガスバス(乗車定員11人以上)	
ハイブリッド自動車	トラックを事業の用に供する者	ハイブリッド自動車	バスを事業の用に供する者
	トラックの貸渡し(リース)を業とする者 ^{注4}		バスの貸渡し(リース)を業とする者 ^{注5}
天然ガス自動車	トラックを事業の用に供する者	天然ガス自動車	バスを事業の用に供する者
	トラックの貸渡し(リース)を業とする者 ^{注4}		バスの貸渡し(リース)を業とする者 ^{注5}

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)		
	電話番号	Eメールアドレス	@
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)		
	住所 〒 -	Eメールアドレス	@

6 添付資料 交付規程別紙3の2に記載の書類

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

注2 様式第1(その2)に記載されている(6)の金額を記載すること。

注3 様式第1(その2)に記載されている(7)の金額を記載すること。

注4 トラックを事業の用に供する者に貸し渡す者に限る。

注5 バスを事業の用に供する者に貸し渡す者に限る。

様式第1の3（第5条関係）

識別番号	
第	号
令和	年 月 日

公益財団法人 北海道環境財団
理事長 大原 雅 様

申請者^{注1} 住 所〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業)) 交付申請書

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))交付規程(以下「交付規程」という。)第5条第1項第三号の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 補助事業の目的及び内容

別紙1 実施計画書のとおり

2 補助金交付申請額 金 円

(うち消費税及び地方消費税相当額 金 円)

3 補助事業に要する経費

別紙2 経費内訳のとおり

4 補助事業の開始及び完了予定年月日

交付決定の日 ~ 年 月 日

5 添付資料 交付規程別紙3の3に記載の書類

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

ハイブリッド連節バス導入支援事業 事業実施計画書
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)

事業実施の団体 (代表事業者)	団体の名称			
	代表者役職・氏名			
	所在地	〒		
事業実施の責任者・担当者 (事業の窓口となる方)	責任者役職・氏名			
	電話番号			
	E メールアドレス			
	担当者役職・氏名			
	電話番号			
	E メールアドレス			
	所在地	〒		
共同事業者	団体等の名称			
	事業実施 責任者	氏名		
		所属部署・役職名		
		電話番号		
		E メールアドレス		
	団体等の名称			
	事業実施 責任者	氏名		
		所属部署・役職名		
		電話番号		
		E メールアドレス		
	団体等の名称			
	事業実施 責任者	氏名		
所属部署・役職名				
電話番号				
E メールアドレス				
①事業の概要				
事業の目的				
※100字～200字で記入すること。				
事業の内容				
導入車両				
事業の実施場所				
	名称			
	住所	都道府県名		
		区又は市町村名		
		区・町域・番地等		
②CO ₂ 削減効果		CO ₂ 削減効果 算出根拠		

③CO2削減コスト 補助金所要額[円]÷(導入車両の使用見込年数[年]×CO2削減量[t-CO2/年])	補助金所要額	
	使用見込年数	
④本事業との相乗効果が期待される低炭素化に資する過去の取組		
⑤マイカーから公共交通への転換を促進する措置		
⑥事業の実施体制		
⑦地方公共団体との協力体制		
⑧車両の管理維持体制		
⑨資金計画		
他の補助金との関係		
本補助事業にて導入する車両の稼働、導入車両を整備又は管理する拠点の運用における再生可能エネルギー由来の電力の使用について		
2050年カーボンニュートラルに向けた温室効果ガスの削減目標		
デコ会応援団の参画有無		
デコ活宣言の登録有無		
事業実施スケジュール		
	事業開始日 ※契約予定日	
	事業完了日 ※検収完了予定日	
令和7年度	総事業費	
	補助対象経費	
	補助金所要額	
令和8年度	総事業費	
	補助対象経費	
	補助金所要額	
令和9年度	総事業費	
	補助対象経費	
	補助金所要額	

注1 記載欄が少ない場合は、本様式を引き延ばして使用するか、別葉に記載すること。

注2 記載欄に適宜図表を挿入して差し支えない。図表をオブジェクトとして貼り付ける場合、ファイル容量を抑えるよう最大限努めること。

ハイブリッド連節バス導入支援事業に要する経費内訳
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)

所要経費	(1)総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5)採択額	(6)選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7)基準額 (6)×1/2	(8)補助金所要額 (3)と(7)を比較して少ない方の金額	
	円	円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額	積算内訳		
(記載例) 設備費		〇〇〇 〇〇〇	連節バス本体 (資料●-●_見積書参照) その他設備費 (資料△-▲_見積書参照)		
合計		円			
購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

公益財団法人 北海道環境財団
理事長 大原 雅 様

申請者 住 所〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業））により取得する補助対象車両に係る財産処分申請書

標記について、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業））交付規程第5条第2項及び第8条第1項第十四号に基づき、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）第2の1に準じて、様式第1の4（その2）のと通りの処分について承認を求めます。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）		
	電話番号	Eメールアドレス	@
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）		
	住所 〒	-	
	電話番号	Eメールアドレス	@

様式第1の4（その2）

1 処分の種類 （ 転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 抵当権の設定 ）

2 処分の概要

間接補助事業者 ※リースを利用する場合にあっては、リース事業者名			所在地 ※リースを利用する場合にあっては、貸し渡し先使用者の氏名または名称及び住所		
車 種			登録番号 及び車台番号		
補助年度	補助金交付 申請額	総事業費 (補助対象経費)	処分制限期間 (A) (注)	経過年数 (B)	残存年数 (A - B)
年	円	円	年	年 ヶ月	年 ヶ月
経緯及び処分の理由					処分(抵当権の設定) 予定年月日

注 処分制限期間 (A) は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号) を勘案して、大臣が別に定める期間とすること。

公益財団法人 北海道環境財団
理事長 大原 雅 様

申請者 住 所〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業)) 変更交付申請書

令和 年 月 日付け北環財第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))を下記のとおり変更したいので、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))交付規程(以下「交付規程」という。)第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 補助変更申請額

2 変更内容

3 変更理由

(注) 具体的に記載する。

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)	電話番号	Eメールアドレス	@
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)	住所 〒	-	
		電話番号	Eメールアドレス	@

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

注2 1の金額欄の上部に()書きで当初交付決定額を記載すること。

注3 添付書類は、様式第1(その2)または様式第1の3に添付された別紙に準じて変更部分について作成することとし、金額については、変更前の金額を上段に()書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

識別番号	
第	号

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
（ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業））交付決定通知書

補助事業者
（貸渡し先（リースの場合））

令和 年 月 日付け第 号で交付申請のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業））については、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業））交付規程（令和7年5月8日北環財第21号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人 北海道環境財団
理 事 長 大 原 雅

記

- 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号交付申請書のとおりである。
- 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助対象経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

補助対象経費	金	円
交付決定額	金	円
- 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業））交付要綱（平成31年4月1日 環水大自発第1903283号、環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業）実施要領（平成31年3月28日環水大自発第1903283号）及び交付規程に従わなければならない。
- この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。
- 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 補助事業者がP0ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の財団に対する補助金請求に当たっては、P0ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、財団は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はP0ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

8 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）		
	電話番号	E メールアドレス	@
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）		
	住所 〒	-	
	電話番号	E メールアドレス	@

識別番号	
第	号

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業））交付決定通知書兼交付額確定通知書

補助事業者
（貸渡し先（リースの場合））

令和 年 月 日付け第 号で交付申請兼実績報告のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業））については、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業））交付規程（令和7年5月8日北環財第21号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定し、その額を確定したので、通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人 北海道環境財団
理 事 長 大 原 雅

記

- 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号交付申請書兼完了実績報告書のとおりである。
- 補助基本額、交付決定額及び確定額は次のとおりである。
（登録番号： 車台番号： ）

補助対象経費 金	円
交付決定額 金	円
確定額 金	円
- 交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業））交付要綱（平成31年4月1日 環水大自発第1903283号、環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業）実施要領（平成31年3月28日環水大自発第1903283号）及び交付規程に従わなければならない。
- この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。
- 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 補助事業者がP0ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の財団に対する補助金請求に当たっては、P0ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、財団は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はP0ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

8 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）		
	電話番号	E メールアドレス	@
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）		
	住所 〒	-	
	電話番号	E メールアドレス	@

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
（ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業））変更交付決定通知書

補助事業者
（貸渡し先（リースの場合））

令和 年 月 日付け第 号で変更交付申請のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業））については、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業））交付規程（令和7年5月8日北環財第21号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、令和 年 月 日付け北環財第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人 北海道環境財団
理 事 長 大 原 雅

記

1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号変更交付申請書のとおりである。

2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助対象経費	金	円	変更前補助金の額	金	円
変更後補助対象経費	金	円	変更後補助金の額	金	円
増 減 額	金	円	増 減 額	金	円

3 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業））交付要綱（平成31年4月1日 環水大自発第1903283号、環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業）実施要領（平成31年3月28日環水大自発第1903283号）及び交付規程に従わなければならない。

4 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。

5 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

6 補助事業者がP0ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の財団に対する補助金請求に当たっては、P0ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、財団は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はP0ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）		
	電話番号	E メールアドレス	@
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）		
	住所 〒	-	
	電話番号	E メールアドレス	@

公益財団法人 北海道環境財団
理事長 大原 雅 様

補助事業者^{注1} 住 所〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業)) 計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け北環財第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))の計画を下記のとおり変更したいので、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))交付規程(以下「交付規程」という。)第8条第1項第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 変更内容^{注2}
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者	責任者(所属部署・職名・氏名)		
連絡先	電話番号	Eメールアドレス	@
担当者	担当者(所属部署・職名・氏名)		
連絡先	住所 〒		
	電話番号	Eメールアドレス	@

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

注2 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1(その2)または様式第1の3に添付された別紙に準じて変更部分について作成することとし、金額については、変更前の金額を上段に()書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第6（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人 北海道環境財団
理事長 大原 雅 様

補助事業者^{注1} 住 所〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業)) 中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け北環財第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))を下記のとおり中止(廃止)したいので、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))交付規程第8条第1項第四号の規定により申請します。

記

- 1 中止(廃止)を必要とする理由
- 2 中止(廃止)の予定年月日
- 3 中止(廃止)までに実施した事業内容^{注2}
- 4 中止(廃止)が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止(廃止)後の措置
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)	
	電話番号	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)	
	住所 〒 -	
	電話番号	Eメールアドレス @

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

注2 中止(廃止)までに実施した事業の内容については、様式第1(その2)または様式第1の3に添付された別紙を使用して記載することとし、交付決定額を上段に()書きし、中止(廃止)時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

公益財団法人 北海道環境財団
理事長 大原 雅 様

補助事業者^{注1} 住 所〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業)) 遅延報告書

令和 年 月 日付け北環財第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業））の遅延について、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業））交付規程第8条第1項第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日^{注2}
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）		
	電話番号	E メールアドレス	@
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）		
	住所 〒	-	
	電話番号	E メールアドレス	@

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第8（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人 北海道環境財団
理事長 大原 雅 様

補助事業者^注 住 所〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業)) 遂行状況報告書

令和 年 月 日付け北環財第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))の遂行状況について、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))交付規程第8条第1項第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

補助対象車両 (種類、 製造者名、車名、型式)	交付決定額 (円)	実施額 (円)	遂 行 状 況
計			

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)		
	電話番号	Eメールアドレス	@
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)		
	住所 〒 -	Eメールアドレス	@

公益財団法人 北海道環境財団
理事長 大原 雅 様

補助事業者^{注1} 住 所〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業)) 名称変更等報告書

令和 年 月 日付け北環財第 号で令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))の交付決定の通知を受けたところ、当社は下記のとおり名称変更等したので、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業)) 交付規程第8条第1項第七号の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更前後の名称
- 3 変更前後の住所
- 4 変更年月日
- 5 変更に至った経緯
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者	責任者(所属部署・職名・氏名)		
連絡先	電話番号	Eメールアドレス	@
担当者	担当者(所属部署・職名・氏名)		
連絡先	住所 〒	-	
	電話番号	Eメールアドレス	@

注1 本報告に当たっては、変更後の法人登記簿を添付すること。

注2 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、その代表者が申請すること。

公益財団法人 北海道環境財団
理事長 大原 雅 様

補助事業者^{注1} 住 所〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け北環財第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))について、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業)) 交付規程第8条第1項第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金額(規程第12条第1項による額の確定額)

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 「1 補助金額」及び「2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」は補助事業者ごとに記載すること。

注3 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第11 (第8条関係)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))
取得財産等管理台帳 (令和7年度)

財産名 ^{注1} (車名及び登録番号等)	規格	金額 (円)	取得 年月日 ^{注2}	耐用 年数 ^{注3}	設置又は 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業 (ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業) により取得したトラック、バス及び連節バスとする。

注2 取得年月日は、初度登録年月日を記載すること。

注3 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号) を勘案して、大臣が別に定める期間とすること。

公益財団法人 北海道環境財団
理事長 大原 雅 様

補助事業者^注 住 所〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業)) 完了実績報告書

令和 年 月 日付け北環財第 号で交付決定の通知を受けた令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))を完了(中止・廃止)しましたので、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))交付規程第11条第1項第一号の規定に基づき下記のとおり報告します。

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円 (令和 年 月 日 北環財第 号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 2 補助事業の実施状況及び補助金の経費収支実績
様式第12(その2)に記載のとおり
- 3 補助事業の実績期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 4 添付資料
(1) 補助事業の実績状況及び補助金の経費収支実績 様式第12(その2)
(2) 規程別紙3の2(1)~(4)に記載の書類
(3) リース料金算定根拠明細書(補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの。)
(リースの場合に限る)

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)	
	電話番号	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)	
	住所 〒 -	Eメールアドレス @

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

公益財団法人 北海道環境財団
理事長 大原 雅 様

申請者^注 住 所〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業)) 完了実績報告書

令和 年 月 日付け北環財第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))の令和7年度における実績について、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))交付規程第11条第1項第二号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円 (令和 年 月 日 北環財第 号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 2 補助事業の実施状況
別紙1 実施報告書のとおり
- 3 補助金の経費収支実績
別紙2 経費所要額精算調書のとおり
- 4 補助事業の実施期間
年 月 日 ~ 年 月 日
- 5 添付資料
(1) 完成図書(各種手続等に係る書面の写しを含む。)
(2) 写真(工程等が分かるもの)
(3) その他参考資料(領収書等含む。)

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

ハイブリッド連節バス導入支援事業 事業実施報告書
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)

事業実施の団体 (代表事業者)	団体の名称			
	代表者役職・氏名			
	所在地		〒	
事業実施の責任者・担当者 (事業の窓口となる方)	責任者役職・氏名			
	電話番号			
	Eメールアドレス			
	担当者役職・氏名			
	電話番号			
	Eメールアドレス			
所在地		〒		
共同事業者	団体等の名称			
	事業実施 責任者	氏名		
		所属部署・役職名		
		電話番号		
		Eメールアドレス		
	団体等の名称			
	事業実施 責任者	氏名		
		所属部署・役職名		
		電話番号		
		Eメールアドレス		
	団体等の名称			
	事業実施 責任者	氏名		
所属部署・役職名				
電話番号				
Eメールアドレス				
①事業の概要				
事業の目的				
※100字～200字で記入すること。				
事業の内容				
導入車両				
事業の実施場所				
名称				
住所	都道府県名			
	区又は市町村名			
	区・町域・番地等			
②CO ₂ 削減効果		CO ₂ 削減効果 算出根拠		

③CO2削減コスト 補助金所要額[円]÷(導入車両の使用見込年数[年]×CO2削減量[t-CO2/年])	補助金所要額	
	使用見込年数	
④本事業との相乗効果が期待される低炭素化に資する過去の取組		
⑤マイカーから公共交通への転換を促進する措置		
⑥事業の実施体制		
⑦地方公共団体との協力体制		
⑧車両の管理維持体制		
⑨資金計画		
他の補助金との関係		
本補助事業にて導入する車両の稼働、導入車両を整備又は管理する拠点の運用における再生可能エネルギー由来の電力の使用について		
2050年カーボンニュートラルに向けた温室効果ガスの削減目標		
デコ会応援団の参画有無		
デコ活宣言の登録有無		
事業実施スケジュール		
	事業開始日 ※契約予定日	
	事業完了日 ※検収完了予定日	
令和7年度	総事業費	
	補助対象経費	
	補助金所要額	
令和8年度	総事業費	
	補助対象経費	
	補助金所要額	
令和9年度	総事業費	
	補助対象経費	
	補助金所要額	

注1 記載欄が少ない場合は、本様式を引き延ばして使用するか、別葉に記載すること。

注2 記載欄に適宜図表を挿入して差し支えない。図表をオブジェクトとして貼り付ける場合、ファイル容量を抑えるよう最大限努めること。

ハイブリッド連節バス導入支援事業に要する経費内訳
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)

1. 経費実績額

(1)総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)－(2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5)基準額
円	円	円	円	円
(6)選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7)×1/2	(9) 補助金交付決定額	(10)過不足額 (9)－(8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
設備費	〇〇〇	連節バス本体 (資料●-●_請求書参照)
	〇〇〇	その他設備費 (資料△-▲_請求書参照)
合計	円	

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

公益財団法人 北海道環境財団
理事長 大原 雅 様

補助事業者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業)) 年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け北環財第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))の令和7年度における実績について、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))交付規程第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円 (令和 年 月 日 北環財第 号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

2 補助事業の実施状況^{注2}

3 補助金の経費所要額実績
様式第13 (その2) のとおり

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)	
	電話番号	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)	
	住所 〒 -	Eメールアドレス @

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 交付規程第8条第1項第五号の規定に基づき財団の承認を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

様式第13 (その2)

経費所要額実績

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		(5) 翌年度繰越額
(1) 補助対象経費の 区分	(2) 交付決定額	(3) 補助金受入額	(4) 支払実績額	
合計				

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業)) 交付額確定通知書

補助事業者
(貸渡し先(リースの場合))

令和 年 月 日付け北環財第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業 (ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事
業)) については令和 年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したの
で、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業)) 交付規程 (令和7年5月8日北環財第
21号) 第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額
金 円
(登録番号: 車台番号:)

令和 年 月 日

公益財団法人 北海道環境財団
理 事 長 大 原 雅

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者 (所属部署・職名・氏名)		
	電話番号	E メールアドレス	@
担当者 連絡先	担当者 (所属部署・職名・氏名)		
	住所 〒 -	E メールアドレス	@

公益財団法人 北海道環境財団
理事長 大原 雅 様補助事業者^注 住 所〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業)) 精算(概算) 払請求書

令和 年 月 日付け北環財第 号で(交付決定通知兼) 交付額確定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))の精算(概算) 払を受けたいので、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業)) 交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

請求金額	円		
振込先金融機関名		店名	
金融機関コード		店コード	
預金種別		口座番号	
受取人 (口座名義人)	フリガナ 氏 名		

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)		
	電話番号	Eメールアドレス	@
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)		
	住所 〒 -	Eメールアドレス	@

公益財団法人 北海道環境財団
理事長 大原 雅 様

補助事業者^注 住 所〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))に係る
翌年度補助事業開始承認申請書

令和 年 月 日付け北環財第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))のうち、翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始する必要があるため、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))交付規程第15条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の概要

- (1) 補助事業の名称
- (2) 補助事業の概要
- (3) 翌年度における補助事業の概要

2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における補助事業を開始する必要性

3. 参考資料

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)		
	電話番号	Eメールアドレス	@
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)		
	住所 〒 -	Eメールアドレス	@

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

公益財団法人 北海道環境財団
理事長 大原 雅 様

補助事業者^{注1} 住 所〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業)) 事業報告書

令和 年 月 日付け北環財第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))による二酸化炭素削減効果について、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業))交付規程第16条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 令和7年度二酸化炭素削減量及び燃費改善効果(実績)^{注2}

補助対象車両 (種類、登録番号)	二酸化炭素削減量 (トン-CO2/年)	燃費改善効果 ^{注4} (%)

2 その他補助対象車両を活用した二酸化炭素削減に資する取組に関する事項^{注3}

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 必要に応じて計算根拠を示す資料を添付すること。

注3 補助対象車両を活用した普及啓発や調査検討等、今後の二酸化炭素排出削減の取組の推進に資する活用を図った場合、その概要について記載すること。

注4 年間CO2削減量/標準車両(代替車両等)の年間CO2排出量

3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者	責任者(所属部署・職名・氏名)		
連絡先	電話番号	Eメールアドレス	@
担当者	担当者(所属部署・職名・氏名)		
連絡先	住所 〒	-	
	電話番号	Eメールアドレス	@

別表第1

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額
ア ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業	ハイブリッド及び天然ガストラック・バス ^(注1) の導入に必要な経費で財団が承認した経費	補助対象となるハイブリッド及び天然ガストラック・バスと同規模かつ同等仕様の2015年度燃費基準に適合したディーゼル自動車（以下「標準的燃費水準車両」という。）の価格と、第2欄に掲げる経費との差額の1/2 ^(注2)
イ ハイブリッド連節バス導入支援事業	ハイブリッド連節バスの導入に必要な経費で財団が承認した経費	第2欄に掲げる経費に1/2以下（複数年度計画の事業の場合は実施要領第3（6）に定める採択時点の補助率）を乗じて得た額

(注1)別紙1の1（1）の要件に該当するトラック及びバスは、実施要領別表第1（注2）による車両製造事業者からの以下各号に係る報告の情報（以下「事前登録情報」という。）について、実施要領第3（6）①により作成する審査基準に基づく審査のうえ公表された事前登録情報における型式に該当するものとする。

- ① 車両の型式
- ② 動力構造（ハイブリッド自動車、天然ガス自動車）の区別
- ③ 環境配慮型先進車及び標準的燃費水準車両の定価（いずれも架装物等動力構造以外の部分の変更に係る費用を除く。）
- ④ 生産計画（3年以上の継続した生産及び販売等の計画があり、また、後継モデルも含めて増産による価格低減を目指す方針が示されていること。）

(注2) 基準額の算定に用いる経費及び価格は下表第2欄及び第3欄のとおりとし、定価及び費用については税抜とする。当該算定にあたっては下表第4欄の公表された事前登録情報を参照するものとする。

1 ハイブリッド及び天然ガストラック・バスの種類	2 実施要領別表第1第3欄に掲げる経費	3 標準的燃費水準車両の価格	4 公表された事前登録情報
ハイブリッド自動車（ベース車両を改造して製作する車両を除く）	事前登録情報におけるハイブリッド自動車の定価	事前登録情報における定価	補助基準額（本表第2欄及び第3欄の差額に1/2を乗じた額で、1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨てた額）
天然ガス自動車（ベース車両を改造して製作する車両を除く）	事前登録情報における天然ガス自動車の定価	事前登録情報における定価	補助基準額（本表第2欄及び第3欄の差額に1/2を乗じた額で、1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨てた額）

<p>ベース車両を改造して製作する車両</p>	<p>事前登録情報におけるベース車両を改造したハイブリッド又は天然ガス自動車の定価ベース車両の導入費用 (当該ベース車両について事前登録情報におけるハイブリッド又は天然ガス自動車の定価が定められている場合は当該定価)</p>	<p>事前登録情報における定価(ベース車両と同等の諸元及び仕様の車両)</p>	<p>補助基準額(本表第2欄及び第3欄の差額に1/2を乗じた額で、1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨てた額)</p>
-------------------------	--	---	---

別紙1（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 対象事業の要件

(1) ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業

本事業は、事業者が次に掲げるトラック又はバスであって継続的に製造され市場において販売することが予定されているものを導入する事業を対象とする。

なお、バスについては定員11人以上とする。

また、トラック及びバスのいずれも、トラック又はバスをベース車両として架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車も含むものとする。

- ①ハイブリッド自動車
- ②天然ガス自動車

(2) ハイブリッド連節バス導入支援事業

本事業は、省CO2を目的に掲げた公共交通に関する計画に基づく連節バス（ハイブリッド自動車）を導入する事業を対象とする。

なお、定員は11人以上とし、バスをベース車両として架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車も含むものとする。

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について、補助金の交付を申請できる者は、下表第1欄に掲げる車両について同第2欄に掲げる者とする。

1 補助対象車両	2 補助金の交付を申請できる者 ^(注1)
(1) ハイブリッド又は天然ガストラック	①又は③（①に貸し渡す者に限る。）
(2) ハイブリッド又は天然ガスバス	②又は③（②に貸し渡す者に限る。）
(3) ハイブリッド連節バス	②又は③（②に貸し渡す者に限る。）

(注1) ①～③は以下のとおり。

- ① トラックを事業の用に供する者。
- ② バスを事業の用に供する者。
- ③ トラック又はバスの貸渡し（リース）を業とする者（①又は②に貸し渡す者に限る。）

3 維持管理

補助事業者は、補助事業により導入した補助対象車両を、第8条第1項第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

4 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

(1) ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素削減量の状況を把握し、この規程及び財団の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(2) ハイブリッド連節バス導入支援事業

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規定及び財団の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

ア 二酸化炭素排出削減効果の評価対象

イ 事業実施前の二酸化炭素排出量の推計

ウ 事業実施による二酸化炭素排出削減量の予測及びその手法

本事業の目的は二酸化炭素排出削減を目指すものであることから、事業の評価に当たっては、具体的に二酸化炭素排出削減量の効果を算定し、事業実施後の評価においては、実際に達成された二酸化炭素排出削減量をモニタリングすることが必要である。

特に、補助事業の目的は、自動車から低炭素の公共交通等への転換を図るものであることから、自動車から公共交通等へ転換することと二酸化炭素排出削減の関係が明瞭であることが求められることに留意する必要がある。地域の活性化等により地域の二酸化炭素排出量全体が増加する場合もあるが、その場合でも自動車から公共交通等へ転換することによる二酸化炭素排出削減量の推計ができるようにすることが重要である。

二酸化炭素排出削減量は定量的で検証可能な評価を伴うものであるため、二酸化炭素排出削減効果の評価対象を明確にし、また、事業実施前の二酸化炭素排出量を可能な限り定量的に求めておくとともに、事業実施に伴う二酸化炭素排出削減量を毎年度求められるよう、算定方法や実態調査等の必要な措置を整理することが必要である。

二酸化炭素排出削減量の推計等に当たっては、事業計画と削減量との関係が明らかになり、定量的で検証可能な方法となるよう、例えば、事業実施に伴うマイカーから公共交通・徒歩・自転車への転換数や、モニターからの情報提供、パーソントリップ調査、道路交通センサス自動車起終点調査（OD 調査）、幹線道路の走行台数（道路交通管制から得られた走行台数情報によるもの）、プローブデータ（入手可能な場合に限る。）、これらに類する調査などの情報等を用いること。

なお、第 11 条第 1 項に規定する補助事業の実績報告書に記載する二酸化炭素排出削減状況については、この考え方に基づき記載すること。

5 複数年度事業の廃止

複数年度で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別紙3

1 様式第1（第5条関係）の添付書類

- (1) 提出資料一覧
- (2) 様式第1（その2）
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) 申請者の事業内容等を確認できる書類
 - ①法人である場合にあっては現在事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）
 - ②個人事業者である場合は、住民票の写し（発行後3ヶ月以内のもの）又は自動車運転免許証の写し
- (5) 自動車賃貸借契約書（貸渡し開始日を明記しているもの）（契約締結前の場合は契約予定者、対象物品及び貸渡し開始予定日等必要事項が記載された契約書案）の写し（リースの場合に限る）
- (6) リース料金算定根拠明細書（補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの）（リースの場合に限る）

2 様式第1の2（第5条関係）の添付書類

上記1（1）～（4）及び（6）に掲げる資料に加えて、以下を添付するものとする。

- (1) 補助対象経費に係る請求書の写し
- (2) 補助対象経費に係る支払を証する書類（領収書等）の写し
- (3) 補助対象車両の自動車検査証の写し（所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し）
- (4) 自動車賃貸借契約書の写し（リースの場合に限る）

3 様式第1の3（第5条関係）の添付書類

1 申請者が地方公共団体以外の者である場合は、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人企業の場合は、住民票の写し（発行後3ヶ月以内のもの））を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。

また、地方公共団体が申請する場合は、申請年度の予算書を添付すること。

2 車両の仕様書、見積書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。